

平成 27 年度  
スマートウェルネス住宅等推進モデル事業  
公募のご案内

「スマートウェルネス住宅等推進モデル事業」は、高齢者、障害者又は子育て世帯の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する事業の提案を公募し、選定された事業<sup>\*</sup>に対して国が費用の一部を補助することで、その取組みを支援するものです。

提案事業の公募は、一般部門（先導性が高い提案事業）と特定部門（健康の維持・増進に対応した事業）の2部門で行われます。

<sup>\*</sup>一般部門は有識者からなる評価委員会の評価、特定部門はスマートウェルネス住宅等推進事業室の審査を受け、国が選定

## 一般部門

高齢者、障害者又は子育て世帯（以下「高齢者等」）の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する先導的な提案で、次の①～③のいずれか（又はこれらの組み合わせ）の事業

- ①住宅、並びに高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設の整備
- ②高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に関する技術の検証（先導的な提案に係る居住実験・社会実験等）
- ③高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に関する情報提供及び普及（展示用住宅の整備、展示用模型の作成、その他の情報提供及び普及）

### 要件

- ・先導的な技術・システム等の導入や、サービスが効率的・効果的に提供される住まいづくり・まちづくりに関する取組み等、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資するため、具体的に課題解決を図る先導性の高い創意工夫を含むものであること
- ・提案事業の実施後、課題解決のための方法や解決の状況など事業実施の成果について、継続的に評価・検証を行いながら、広く情報公開を行うものであること
- ・平成 27 年度中に事業に着手するものであること

## 特定部門

住宅関係者が、医療や福祉関係者等との連携による推進体制のもと、既存住宅の改修工事、及び改修工事前後の居住者の健康状況の変化等に関する調査への連携・協力等により、高齢者等の健康の維持・増進に資する住宅の普及を図る事業

### 要件

- ・住宅改修事業者又はその事業者を構成員として含む協議会等の団体が、医療や福祉関係者等と連携体制を整備すること
- ・一定基準以上の省エネルギー性能とする住宅の改修工事を行うこと
- ・次の①及び②の取組みを行うこと
  - ①改修工事前後の居住者の健康状況の変化等に関する調査に連携・協力すること
  - ②医療や福祉関係者等と連携して、改修工事による健康の維持・増進に資する効果に関して普及啓発に取り組むこと

## ■補助対象・補助率

一般部門	特定部門
調査設計計画費：2/3 住宅等の整備費：建設・買取 1/10、改良 2/3 技術の検証費：2/3 情報提供・普及費：2/3	住宅の改修工事費：1/2 事業成果の情報提供・普及啓発費：1/2

※事業内容等に応じて限度額等が設定されています。

## ■公募に係るスケジュール

<公募期間> 一般部門：平成 27 年 6 月 30 日（火）～同年 8 月 3 日（月）

特定部門：平成 27 年 6 月 30 日（火）～公募終了時期は別途お知らせいたします。

	H27 年 6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
一般部門	● 6/30 公募開始	● 8/3 公募〆切	●	●	● 評価結果公表予定
	●-----● 提案募集期間		●-----● 評価期間		
特定部門	● 6/30 公募開始			公募〆切 別途お知らせ	

## ■応募方法等

詳しくは、スマートウェルネス住宅等推進事業室のホームページ（<http://model-sw.jp>）をご覧ください。

公募に係る詳細条件等は、ホームページからダウンロードできる「平成 27 年度スマートウェルネス住宅等推進モデル事業 募集要領」に掲載しております。

### 参考 過去の選定事例の概要をご覧ください。

スマートウェルネス住宅等推進事業室のホームページに、「これまでに選定された事例の紹介」ページを設けておりますので、併せてご参照ください。

<http://model-sw.jp/case>

### お問合せ先

#### スマートウェルネス住宅等推進事業室

URL： <http://model-sw.jp>

メール： [model@swrc.co.jp](mailto:model@swrc.co.jp)

FAX： 03-6268-9029